

関東運輸局プレスリリース

令和7年4月1日

一般財団法人神奈川タクシーセンターの登録失効について

1. 事案の概要

今般、神奈川県 A 地区（横浜市・川崎市・横須賀市・三浦市）において、一般財団法人神奈川タクシーセンターが、タクシー業務適正化特別措置法（以下「法」という。）に基づく登録実施機関（注1）としての登録期限が令和6年9月8日に終了していたにも関わらず、必要な登録の更新を行わないまま、法に基づくタクシー運転者の登録及び運転者証の交付並びに個人タクシー事業者乗務証の交付事務等（以下「登録事務等」という。）を行っていたことが発覚した。

令和7年3月31日に、関東運輸局長から、神奈川タクシーセンターに対し、嚴重注意を行い、原因究明と再発防止策の報告を求めるとともに、神奈川県 A 地区の登録実施機関としての登録を行った。

※注1）法に基づき、単位地域毎に、国土交通大臣（各運輸局長等に委任）が行う登録事務等を登録実施機関に行わせている。

2. 経緯

○令和元年9月9日

・神奈川タクシーセンターを神奈川県 A 地区における登録実施機関として登録（登録期間5年間）

○令和6年9月8日

・登録期間が終了

○令和6年9月9日以降、神奈川 A 地区において、登録実施機関として登録を得ていない状態で、登録事務等を実施

○令和7年3月25日

・担当職員が管理台帳上の期限切れを確認し、神奈川タクシーセンターに指導

○令和7年3月26日

・神奈川タクシーセンターから登録実施機関としての登録の申請を受理

○令和7年3月31日

・神奈川タクシーセンターの業務を一時停止し、登録申請の内容や登録の失効期間中の業務についてヒアリングを実施した上で、登録を実施

・関東運輸局長から、神奈川タクシーセンターに対し、嚴重注意を行い、原因究明と再発防止策の報告を求めるとともに、管内の登録実施機関に対して注意喚起を実施

3. 再発防止策

3月31日に、神奈川タクシーセンターに対し、嚴重注意を行い、原因究明と再発防止策の報告を求めた。

また、同日、関東運輸局管内の登録実施機関全てに対し、登録期限の管理の徹底についての通知を発出した。

関東運輸局においても、登録実施機関の登録期限の管理を徹底する。

4. 今後の対応

令和6年9月9日から令和7年3月28日までの登録の失効期間中に行った登録事務等が適切に実施されていたものであるかの調査を実施し、適切であったことが確認できた場合は、失効期間中に神奈川タクシーセンターが実施した登録事務等は、関東運輸局長が実施したものとする方針で対応予定。

【問い合わせ先】	関東運輸局自動車交通部旅客第二課 担当 中村、石川、小野寺 電話 045-211-7246 FAX 045-201-8802
【配布先】	神奈川県政記者クラブ、横浜海事記者クラブ、 関東運輸局記者会（ハイタク等専門紙）